

## 家畜衛生情報



平成 29 年 11 月 10 日  
 (通算第 302 号)  
 問い合わせ先  
 長野県庁園芸畜産課  
 電話 026-235-7232

## 島根県の死亡野鳥から 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N6亜型) 検出!

平成 29 年 11 月 9 日に環境省から島根県松江市で 11 月 5 日に回収された死亡野鳥 (コブハクチョウ) から高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N6 亜型) が検出された旨の発表がありました。検出された H5N6 亜型は、平成 28 年度に国内で検出された亜型と同様です。

今季初めてウイルスが確認された事例であり、ウイルスの家きん飼養農場への侵入リスクは非常に高まっていると考えられます。

引き続き、緊張感を持って、飼養衛生管理基準の遵守 や 異常家きんの早期発見・通報 をお願いします。

**常に家きんの健康状態を把握し、下記の症状を発見した場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出てください!**

- 同一鶏舎における 1 日の死亡率が過去 3 週間の平均の 2 倍以上となった場合 (明らかに高病原性鳥インフルエンザ以外の事情による場合は除く)
- 鳥インフルエンザの簡易検査キットや血清抗体検査で陽性になった場合
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ (青紫色)、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合  
又はまとまってうずくまっている場合



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223
上田支所	0268-25-7158	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923

県庁園芸畜産課 026-235-7232

【異状の通報はこちらへ】